

古典期アテナイのテラメネスの 「五千人の政治」をめぐる歴史叙述の問題*

堀 井 健 一

The Diversity of Historiographical Viewpoints of Theramenes and his Government of the Five Thousand in the Classical Athens

Ken-ichi HORII

はじめに

1891年に大英博物館が入手したパピルスに古拙期から古典期にかけてのアテナイの国制史が詳述されている。これがアリストテレス作といわれる『アテナイ人の国制』(*Athênaiôn Politeia* [以下 *Aristoteles, A.P.* と略す]) である⁽¹⁾。この前330年代の書によって古典期アテナイの民主政の制度が明らかとなった。アテナイの国制は、前462/1年のエピアルテスの改革によって民会が最高決議機関とされ⁽²⁾、従来の貴族政から民主政へ移行し、以後は前322/1年のマケドニアの侵攻による九千人の寡頭政への移行までアテナイの人々は民主政を享受した。だが、その間に前411年と前404/3年の2度にわたって、アテナイ民主政は危機に直面し、短期間ながら寡頭政が樹立された。*Aristoteles, A.P.* がこの2つの政変を伝えているが⁽³⁾、中でも前者の前411年の四百人の寡頭派政権に関する *Aristoteles, A.P.* の記述には不明確な箇所がいくつかある。とりわけ、その寡頭派政権崩壊の直後に成立した、いわゆる「五千人の政治」の実体は、アテナイの国制史を考える上では重要な点であるが、トゥキュディデス『歴史』による叙述内容を補ってもなお不明な点が多くて論争が絶えない。すなわち、アテナイ民主政の最初の変革となる四百人政権を受け継いだ「五千人の政治」が、約10ヵ月後に従前の民主政に移行するのであるが、その政治がはたして寡頭政かあるいは民主政のいずれの国制の型をとっていたか、という問題である。加えて、この「五千人の政治」を伝える *Aristoteles, A.P.* とトゥキュディデス『歴史』の2書は、両方ともこの「五千人の政治」を称賛している (*Aristoteles, A.P.* 33. 2; *Thucydides* [以下 *Thuc.* と略す], 8.97.2)。従って、問題の「五千人の政治」の実体を解明することは、上記2書の著者であるアリストテレスとトゥキュディデスの抱く政治思想を考察する上で貴重な指針を提示してくれることになる。それゆえに、筆者は「五千人の政治」の問題を取り上げたいと思う。

本稿で取り上げる「五千人の政治」であるが、この政治の指導者はテラメネスであることが分かっている⁽⁴⁾。従って、前述のように *Aristoteles, A.P.* とトゥキュディデスが「五千人の政治」を称賛しているので、概して言えばその両者が人物としてのテラメネスを称賛していたとみなすことができよう。さらに、トゥキュディデスがテラメネスについて

「話をするにも判断するにも無能ではない男」(Thuc., 8.68.4)と述べていることを付言しておこう。

ところが、テラメネスという人物は、トゥキュディデス以外の彼と同時代の人々による史料、とりわけ弁論史料を読み進めるならば、後で詳述するように、その中では非難的となって登場してくる。テラメネスは、前411年と前404-3年の2度にわたる寡頭政に積極的に参加し、2度ともその最中に寡頭派の主流派から離反した。彼は前411年には四百人寡頭政の樹立の立役者であり(Thuc., 8.68.4; Aristoteles, *A.P.* 32.2)、その寡頭政の下で將軍職に就いていながら(Thuc., 8.92.9)その寡頭政を打倒し、その年の秋頃にいわゆる五千人政権を樹立して(Thuc., 8.92, 97; Aristoteles, *A.P.* 33)、寡頭派の中心人物であるアンティポンらを告発して処刑した(アンティポン告発についてはLysias, 12.67; Antiphon, *On the Revolution* 3)。けれども、前404年には三十人の寡頭派の中に選ばれながら途中からその政治を批判したので極端寡頭派のクリティアスによって告発されて処刑された(Xenophon, *Hellenica* 2.3.1-2, 4.1; Aristoteles, *A.P.* 34.3, 36.1-37.2)。従って、その当時の文献史料を読んでみると、テラメネスについては当時のアテナイの人々の間では寡頭派なのか民主派なのか判断に困る人物に見えたようである。例えば、民衆寄りのリュシアスは、前403年末頃の第12番演説『エラトステネス告発』の中で、先に被告のエラトステネスが自身が三十人僭主の時代に穏健なテラメネスと一緒にあったと語って彼の業績を称えることによって自分の無実を主張しようとしたことに対して演説者としてテラメネスを非難することで応酬している(Lysias, 12 *Against Eratosthenes* 62-78)。リュシアスのテラメネスに対する非難についての要点を述べると、前411年の四百人の寡頭政の責任を負うべきで將軍にもなった者(Lysias, 12.65)、四百人政権の途中で嫉妬から離反し、そして民衆の信頼を得るために自分の最も親しかったアンティポンらを告発して死罪にした者、一方では寡頭派たちのために民衆を奴隷にし他方では民衆のために友人たちを殺す悪行をした者(Lysias, 12.66-67)、民衆には何も知らさないままに民衆に不利な講和条件をスパルタに対して提示した者(Lysias, 12.68-70)、スパルタの將軍リュサンドロスをも民衆に同席させ企みどおりに民主政の廃止を決議させた者(Lysias, 12.71-76)、テラメネスは三十人の寡頭政の下で処刑され正当な報いを受けたがその理由は民衆を2度奴隷にしたからであること(Lysias, 12.78)、というものである。また、極端寡頭派のクリティアスは、前404年にテラメネスを告発する際に、彼のことを履く足の区別がない「長靴(kothornos)」と呼んで彼の四百人政治の際の寡頭派からの離反の態度について激しい非難を浴びせている(Xenophon, *Hellenica* 2.3.27-31)。また、テラメネスと同時代に活躍した喜劇作家のアリストパネスは、『蛙』の中の2カ所でテラメネスについて「楽な方へと転じる利口な男」として名前を挙げて茶化すほどである(Aristophanes, *Batrachoi* 541, 967-970)。

他方、上記のようなテラメネスによる2派の間のどっちつかずの態度については後世のAristoteles, *A.P.* 28.5が次のように語って彼を弁護している。

その昔の人々の後に続いてアテナイで政治を行なった人々の中で最も良い人々はニキアスとトゥキュディデスとテラメネスであったと思われる。そして一方でニキアスとトゥキュディデスについてはほぼすべての人が、立派で高貴な男たちであるだけでなく政治家たちでしかもポリス全体に父親のように携わる人々であったことに同

意するが、他方、テラメネスについては彼の時にたまたま国政が混乱したことのゆえに判断に論争がある。だがしかし、大まかではなしに意見を述べる人々には、人々が彼を中傷するようにすべての国制を打倒しているのではなく、すべてをそれらが法に違反しない限り増進しているに見える。すべて〔の国制〕に従って市民として暮らすこと、これはまさに優れた市民のなすべきこと、ができ、法に違反するものには黙認するのではなく反感を抱くからである。

さらに、前1世紀のディオドロスは、「その男は生き方が規律正しく他のものの中でも判断力に富んでいるという評判だった」と、そして「祖国のためになるその他の多くの事柄の提案者であったので、少なからずの賛成を獲得した人であった」と述べて、彼を高く評価している (Diodoros of Sicily, 13.38.1-2)。ディオドロスがテラメネスの生き方について「規律正しい (kosmios)」と述べる箇所は、彼が寡頭政と民主政のいずれの極端な方にもつかなかった政治的態度を弁護していると思われる。

かかるテラメネスに関する評価において有能な政治家であることによって称賛を浴びせることと2派の間のどっちつかずの態度を持つことによって非難を浴びせることの二面性は、はたしてどこに起因するのであろうか。とは言え、この問題を考える上で、アリストテレスやトゥキュディデスの叙述の資料的価値の高さから簡単に他の弁論史料に見られるテラメネス関連の叙述を無視することは許されないであろう。

そこで、本稿は、前411-410年のいわゆる「五千人の政治」の国制の問題とその政治の指導者テラメネスの諸史料に見られる人物評価の二分の問題とを関連づけて、この時期のアテナイ史の歴史叙述における国家の問題を考えることを意図したい。

1. 「五千人の政治」の国制について

いわゆる「五千人の政治」の国制の型をめぐる問題について研究者の間では次の2つの説がある。第1の説は、ブゾルト⁽⁵⁾、ペロッホ⁽⁶⁾以来提唱されてきたもので、問題の「五千人の政治」を重装歩兵階層からなる五千人の寡頭政とみなす説である。加えて、この寡頭政が、前410年春のキュジコス戦でのアテナイの対スパルタ勝利の結果、政権担当の自信を回復した民衆によって廃止され民主政が復興した、という説である⁽⁷⁾。この「五千人政治=寡頭政」論の主な論拠を2点挙げるならば、(1) Thuc., 8.97.1の中のアテナイ人たちが「四百人を廃して五千人に政務を委ねること (ta pragmata paradounai) を決議した。彼らと同じくらいの人数が武具を自弁しもするのである」という記述から、五千人政治は、従来の民主政とは異なるホプリータイ寡頭政とみなされること⁽⁸⁾、(2) Aristoteles, *A.P.* 34.1の冒頭に「ところで民衆は彼らから (toutous) 速やかに政権を奪い取った」(村川訳)⁽⁹⁾とあり、この文中の「彼ら」がその前章で述べられている五千人を指すと考えられるので、五千人政治は寡頭政であること⁽¹⁰⁾、である。

これに対して、第2の説は、ドゥ=サント=クロワ⁽¹¹⁾、シーリー⁽¹²⁾によって提唱された説で、問題の「五千人の政治」を民主政とみなす説である。この論は、その論拠を主として次の3点に置いている。(1) 前述のThuc., 8.97.1の中の「政務を五千人に委ねる」(ta pragmata paradounai) という一節は、官職就任権を五千人に限ることのみを意味すると考えられるから、五千人政権下の民会は従来の民主政下の民会と同じく国家の最高決議機

関であり、従って五千人政治は民主政であること⁽¹³⁾、(2)前述のAristoteles, *A.P.* 34.1の中で民衆が政権を奪い取った対象の「彼ら」は、フリッツとカップ⁽¹⁴⁾が提唱したように、「五千人」でなく「四百人」であり、従って四百人政権後に民衆が政権奪取したので民主政が復興したこと⁽¹⁵⁾、(3)Thuc., 8.68.2がアンティポン裁判について「これより後に四百人の諸行為が破棄されて民衆 (*dêmos*) によって激しく処理されようとして」と述べているので、アンティポン裁判の時期の政治、すなわち五千人政治が民主政であること⁽¹⁶⁾、である。それゆえ、この論に従えば、第1の論者によって政体変革の転換点とみなされる前410年7月に実際には政体変革に相当するものがなく、小さな改革、すなわち官職就任権保有者制限の撤廃と官職日当の再導入のみがあったと考えられる⁽¹⁷⁾。

以上の2つの説の論者たちは、ほぼ同じ史料を扱いながら全く異なる解釈を提示してきた。その原因は、史料の数が限られていることにもよるが、中でもAristoteles, *A.P.*の記述が不明確であることによる。従って、問題の「五千人の政治」の実体を明らかにするためにはAristoteles, *A.P.*の記述を再び検討し直すことが求められる。

ところで、Aristoteles, *A.P.*の記述の中で問題の「五千人の政治」の実体を解明するための手がかりとなりうるもののひとつにAristoteles, *A.P.* 30-31の2つの国制草案がある。この国制草案は五千人によって選ばれた国制起草委員 (アナグラペイス) によって起草された (Aristoteles, *A.P.* 30.1, 31.1 & 32.1)。だが、Aristoteles, *A.P.* 32.1の記述に従う限り、四百人政権期に実在しなかったはずの五千人がアナグラペイスを選出するという矛盾が生じる。そのためにこの矛盾は研究者たちを困惑させてきた。けれども、問題の箇所Aristoteles, *A.P.* 32.1の記述に写字生の誤記を想定し、記述されている諸事件の時間的順序を修正すれば、その矛盾が解決する。換言すれば、次のとおりである。すなわち、Aristoteles, *A.P.* 32.1の中に「五千人によって選ばれた百人の委員は以上のような国制を起草した。アリストマコスの議長の下にこれが大衆により承認された後、カルリアスの年〔前412/1年、引用者註〕の評議会はタルゲリオンの月の十四日に任期の終わらぬうちに解散し、四百人はタルゲリオンの月の二十二日にその任に就いた」(村川訳⁽¹⁸⁾)とある。その中の「アリストマコスの議長の下にこれが大衆により承認された後」(*epikyrothentôn de toutôn hypo tou plêthous*)という一節の "*epikyrothentôn*" は "*epikyroun*" (承認する)の分詞の独立属格をとっているので、それが用法として事件の順序を示すものであるから、暫定と将来の国制草案が承認された後に四百人政権が成立するという話になるが、試みにその "*epikyroun*" の分詞の独立属格の代わりにその単なる過去形を想定すれば、「五千人によって選ばれた百人の委員は以上のような国制を起草したし、アリストマコスの議長の下にこれが大衆により承認された。ところで」の後に四百人評議会が成立したという記述が来る可能性がある。このようなテキストの修正を施せば、当該の箇所でAristoteles, *A.P.*の記述内容がAristoteles, *A.P.* 29.2からAristoteles, *A.P.* 32.1の冒頭まで続く民会提案や国制草案の紹介的記述内容から、Aristoteles, *A.P.* 32.1の途中から始まる内政事情の概説的記述内容へと切り替わっていることがより明確になり、なおかつAristoteles, *A.P.* 自体に見られるAristoteles, *A.P.* 30-31の国制草案の起草時期に関する記述の矛盾が解消されるのである。かかる解決策によって問題の2つの国制草案が「五千人の政治」の国制草案と考えられることになり、さらにトゥキュディデスその他の史料の記述と符合するようになる⁽¹⁹⁾。

この新解釈に従えば、Aristoteles, *A.P.* 31の「暫定の国制」は、前411年秋に成立した「五千人の政治」の国制と考えられる。そこで、Aristoteles, *A.P.* 31の中の文言を考察すると、新評議会は「法律や執務報告審査その他については有益と考える仕方処理する」（村川訳）と、換言すれば前政権の四百人政権期の寡頭派の行為を審査することになる。さらに、新評議会は「国政に関して設けられた法を遵守し、これを変更したり、他の法を定めることは許されない」（村川訳）とされている。従って、「五千人の政治」期の評議会は、前政権の四百人の寡頭派の行為の執務報告審査、すなわち当時の四百人処罰に関して自由裁量権を持つものの、その他の事柄については自由裁量権を持たされないことになる。このことは、換言すれば、その他の事柄について自由裁量権を持つ団体が民会であることを意味するものであり、ゆえに「五千人の政治」の国制は民会が最高決議機関である民主政であると考えられる⁽²⁰⁾。

けれども、「五千人の政治」の民主政は従前の急進民主政とは異なっていた。初めに、評議員の選出方法が、くじによる選出方法から部族による予選を経た2段階の選出方法へと変更されている（Aristoteles, *A.P.* 31.1）。次に、評議会在役人の任命権を有することになった（Aristoteles, *A.P.* 31.1）。また、役人は、急進民主政期には日当の支給を受けていたが、その官職日当が廃止された（Aristoteles, *A.P.* 33.1; Thuc., 8.97.1）。加えて、役人就任権は武具自弁可能な五千人に限定された（Aristoteles, *A.P.* 33.2; Thuc., 8.97.1）。以上のような急進民主政と「五千人の政治」の民主政の間の国制の違いをふまえてトゥキュディデス（Thuc., 8.97.2）は、「五千人の政治」を「少数者と多数者の適度な混ざり合い」とみなして称賛したのではなかろうか。ちなみにトゥキュディデスによる五千人の政治への賛辞は下記のとおりである。

さらに後でその他の度重なる民会が開催されたし、それらに基づいて彼らは、ノモタイと国制についての他の事どもを決議した。そしてまさに何にもまして、少なくとも私の生涯で最初にアテナイ人たちは良く政治を行なったと思われる。というのも、少数者と多数者の適度な混ざり合いが生じたし、またそれが陥っていたひどい状況からポリスを最初のものに連れ戻してくれたからである。

Thuc., 8.97.2

この「少数者と多数者の適度な混ざり合い」という彼の言葉は、要するにアテナイの中堅市民を形成する重装歩兵階層を基盤とした、中庸ある安定した評議会の主導する民主政を意味しよう⁽²¹⁾。他方、アリストテレスによる五千人政治への賛辞は下記のとおりである。

この頃は戦時であり、参政権は〔自費で〕武装し得る者に限られていたので政治はよく行なわれたと思われる。

Aristoteles, *A.P.* 33.2（村川訳⁽²²⁾）

この記述に関連して研究者たちは、テラメネスが四百人政権の打倒後、重装歩兵階層を中心とした政治を樹立した点にアリストテレスが共感したと解釈してきた⁽²³⁾。この解釈に論拠を与えるのは、アリストテレスが『政治学』の中で「武器を御する人たちが、国制を持

ちこたえさせることかあるいは持ちこたえさせないことを御する人たちである」(Aristoteles, *Politics* 1329a 11-12) と⁽²⁴⁾、そして彼の理想の国制であるポリテイアについて「それゆえにそれと同じ国制に適合するところでは(ポリスのために)戦うところが最も有力なところであるし、そしてそれ〔その国制のこと、引用者註〕に武具を所有する人たちが参与する」(Aristoteles, *Politics* 1279b 2-4) と⁽²⁵⁾述べているからである⁽²⁶⁾。アリストテレスとトゥキュディデスが上記のように「五千人の政治」を称賛していることから、その「五千人の政治」に関して2人は、トゥキュディデスにあっては「少数と多数の適度な混ざり合い」に、そしてアリストテレスにあっては武具自弁層による統治に着目したと言ってよからう。

2. 五千人政権の終焉の問題とテラメネスおよび四百人処罰の動向の関係

ところが、アリストテレスとトゥキュディデスの2人の著述家が称賛する「五千人の政治」は、実は前411年9月頃から翌年の7月頃までのわずか10ヵ月間続いただけであり、その後は従前の急進民主政に移行する。問題の政権は、結果的には四百人の寡頭派政権から急進民主政へ移行する間のいわば暫定政権に過ぎなかった。

「五千人の政治」が暫定政権に終わった理由は、まず第1に「五千人の政治」の国制を規定したAristoteles, *A.P.* 31の国制がもともと暫定の国制であったので前410年7月頃の年度変わりに終了したこと(ただし当初の予定ではその後Aristoteles, *A.P.* 30の将来の国制が引き継ぐはずであったが、民衆がそれを拒絶した)によると推定される。第2に国内の動きの面では対スパルタ戦での度重なる敗北によって政権担当能力に自信を失った民衆が重装歩兵階層中心の安定した政務を五千人政治に期待したものの、まもなく前410年春のキュジコス沖の海戦で勝利して自信を回復したことにもよると考えられる⁽²⁷⁾。

けれども、問題の「五千人の政治」が暫定政権に終わった後に急進民主政が復興された理由は上記の2点だけではない。Diodoros of Sicily, 13.38.2が四百人政権打倒後の国制の提案者をテラメネスとしているので、「五千人の政治」の国制はいわば「テラメネスの国制」といえる。だが、その国制が短命に終わった理由が上記の2点だけであれば、アテナイの政治上の功労者であり、アリストテレスとトゥキュディデスの両者が称賛する国制の提案者であるテラメネスが「五千人の政治」終了後もアテナイ政界で引き続き活躍してもよさそうであるのに、事実はそうではなかった。

ここで、四百人政権成立後のテラメネスの動きを概観してみよう。彼は、前411年の四百人の寡頭派政権の首謀者であり(Thuc., 8.68.4; Aristoteles, *A.P.* 32.2)、その政権途中でアリストクラテスと手を結び(Thuc., 8.89.2; Lysias, 12.67)、四百人政権を倒して「五千人の政治」を樹立した(Aristoteles, *A.P.* 33.2; Diodoros of Sicily, 13.38.1-2)。四百人政権打倒後その政権の首謀者のアンティポンを告発する評議会決議が行なわれた([Plutarchos], *Moralia* 833 D-F)が、その条令は将軍たちがアンティポンら3名を告発するように命じており、テラメネスは将軍として彼らを告発した(Lysias, 12.67; Antiphon, *On the Revolution* 3)。その後、彼は、前410年初めに将軍としてエウボイア・パロス・ピュドナへ航行し(Diodoros of Sicily, 13.47.6-8, 49.1)、その年の春にキュジコス戦で勝利をもたらした後、クリュソポリスの砦を担当した(Xenophon, *Hellenica* 1.1.12, 22; Diodoros of Sicily, 13.49.3-51, 64.2-3)。しかし、前410年7月、すなわち完

全民主政復興の後の数年間は彼がアテナイで将軍に選ばれた可能性はまずない。その後の彼の消息は不明な点が多く、前406年のアルギヌーサイ戦でトリエラルコスとして奉仕し (Xenophon, *Hellenica* 1.4.35, 7.5, 31)、また前405/4年の将軍に選ばれたものの審査でしりぞけられた (Lysias, 13.10)。その後、アイゴスポタモイ戦後のスパルタへの全権使節として派遣され (Xenophon, *Hellenica* 2.2.17)、アテナイ民衆に講和を受諾させ (Xenophon, *Hellenica* 2.2.22)、三十人の国制起草委員の1人に任命された (Xenophon, *Hellenica* 2.3.22)。以上のようなテラメネスの経歴は、前410年7月頃を境にして明白な相違があり、それ以後の彼が、その直前のキュジコス戦勝利の将軍であるにもかかわらずアテナイ民衆から明らかにうとんぜられたことを示している⁽²⁸⁾。

かかるテラメネスの経歴にからむアテナイ民衆の態度の変化は、何に由来するものであるのか。その原因を解明する鍵は四百人政権崩壊後の四百人処罰の動向に求められよう。初めに、「五千人の政治」期の四百人処罰を概観する。この時期の四百人処罰は、四百人政権の主謀者たちに対して厳罰をもって臨んだし、他方ではその元四百人政権の指導者テラメネスは処罰を免れた。詳細を述べると、ペイサンドロスは四百人政権崩壊と同時にスパルタ陣営へ逃亡した (Thuc., 8.98.1) にもかかわらず、財産没収の処罰を受けたことが知られている (Lysias, 12.4)。アンティポンは、アルケプトレモスとオノマクレスと共に反逆罪で告発され ([Plutarchos], *Moralia* 833 D-F)、彼とアルケプトレモスの2人が死刑、財産没収等の判決を受けた ([Plutarchos], *Moralia* 834 A-B)。プリュニコスは四百人政権期に暗殺された (e.g. Thuc., 8.92.2) が、死後に告発を受けた。その告発を提案したのはクリティアスである (Lycurgos, 1.113)。また、彼と同時にアリストタルコスとアレクシクレスが告発され、反逆罪で処刑された (Lycurgos, 1.114-115)。さらに、アテナイ内のデケレイアのスパルタ陣中へ逃亡した者を処刑することを定めた条令が定められた (Lycurgos, 1.120-121)。それに対して、わずか8日間四百人評議会のメンバーであったポリュストラトスが四百人関連の件で告発され ([Lysias], 20.22)、罰金刑を受けた ([Lysias], 20.14)⁽²⁹⁾。

その後、「五千人の政治」が終って急進民主政が復興した直後、民主政を打倒する者あるいは民主政打倒後官職に就く者を処刑すべしと定めたデモパントスの条令が承認された (Andocides, 1.96-98)。前409年春にはプリュニコスを暗殺した者たちへ褒賞を授与する条令 (IG I³ 102=IG I² 110) が承認された。また、ポリュストラトスが民主政打倒の件で2度目の裁判に付された ([Lysias], 20)。彼を弁護する演説文 ([Lysias], 20) を概観すると、同時期の、彼と同類の四百人関連の裁判では告発者側の態度にもはや厳格さがうかがえないことが分かる⁽³⁰⁾。さらに、前405年のアリストパネスの言葉 (*Batrachoi* 689-91) から四百人処罰関連で民衆扇動家たちと職業的訴訟者たちが横行した様子が分かる。従って、前410年7月のデモパントスの条令制定時期から前405年秋のパトロクレイデスの条令制定時期までの期間は、まさにかつての四百人の寡頭派たち、すなわち小物の寡頭派たちに対する金目当ての訴訟を含めた無制約な報復の時期であった⁽³¹⁾。

以上のように、四百人政権崩壊後の四百人処罰の動向は、前410年夏の急進民主政復興とデモパントスの条令制定の時期を境にして様態を変えている。さらに、その変化の転換点、前述のテラメネスに対する民衆の態度の変化の場合とまさに一致するのである。そこで、次にはテラメネスに焦点を合わせて四百人処罰の動向をまとめてみる。

前411年秋に四百人の寡頭派政権を倒して成立した新政権にとって、四百人処罰は重要な政治課題であった。新政権である「五千人の政権」を樹立した立役者はテラメネスであったが、彼は自身が四百人の指導的メンバーであった。そこでテラメネスの立場としては、四百人処罰を積極的に推進して民衆に対して忠誠ある態度を示す必要が生じたと考えられる。そこで、彼は、同じく四百人のメンバーであったアンドロンの提案に従って将軍としてアンティポンらを告発して処刑した。Lysias, 12.67 は、テラメネスが民衆に対して忠誠であるという評判を得るためにアンティポンらを告発したと述べている。また、父親が四百人の一員のクライスクロスであったクリティアスが、すでに暗殺されたプリュニコスを告発する条令を提案した (Lycurgos, 1.113)。このように四百人政権の重要人物に対する処罰は、同じく四百人のメンバーであったテラメネスの主導の下に実施された可能性がある。それに対して、ポリュストラトスは、四百人政権崩壊後テラメネス派につかなかったので告発を受けたと思われる⁽³²⁾。

さらに、このテラメネス主導の四百人処罰を「五千人の政治」の暫定の国制 (Aristoteles, *A.P.* 31) の面からみると、新政権の評議会の選出方法はテラメネスらに望ましいものとなったと考えられる。評議員の選出方法が急進民主政下と異なって部族内の予備選挙も含めた2段階方式となった理由は、テラメネスが四百人政権の件で自分に告発が向けられることを防ぐために新政権の評議会を自分の都合のよいように組織する必要があったからである、と推測できる。このように組織された新評議会は、暫定の国制によって四百人処罰に関する権限を与えられ、テラメネスを告発することなく、将軍として彼にアンティポンらを告発することを命じる決議を行なって ([Plutarchos], *Moralia* 833 D-F)、彼の民衆に対する立場を有利に導いた。また、暫定の国制は、将軍の権限について「選ばれた人々は翌年1年間独裁的に支配し、必要とあれば評議会に諮る」(村川訳⁽³³⁾)と規定している。すなわち、新政権の「五千人の政治」の将軍は、新政権発足時(前411年秋)から次の評議会年度が始まるまで(前410年7月)全権を持つこととされた。この意味は、当時のアテナイが軍事上最悪の危機の中にあるために将軍に全権を付与したとも考えられるが、この期間に将軍であったテラメネスの立場を考慮すれば、自身が四百人のメンバーであった彼が四百人に由来する告発を受けないようにするために自分の将軍職に全権を付与させるように図ったと推測できよう。それゆえ、テラメネスが全権将軍である限り、彼は四百人に由来する告発を免れたが、その後その将軍職の任期が切れると(前410年7月)彼はアテナイから離れて行動したし、他方、アテナイでは民衆が民主政を打倒する者を処罰するデモパントスの条令を定めたのである。以後、アテナイでは四百人に由来する告発が無制限に行なわれるようになり、ポリュストラトスは四百人に由来する同じ罪状で2度目の告発を受けることになった。以上のとおり、「五千人の政治」が短命に終わった理由は、四百人処罰とテラメネスに対する民衆の動向に関連がある⁽³⁴⁾。

以上の考察から問題の「五千人の政治」は次のように要約することができる。すなわち、その政治は、四百人の寡頭派政権を打倒して新政権を樹立したものの自身も四百人のメンバーであったテラメネスが、重装歩兵階層からなる五千人の支持を得て前政権の事後処理である四百人処罰を遂行してアテナイ民衆に対して忠誠ある態度を示すとともに、相次ぐ敗戦で海軍力を基盤にした政権担当に自信を失った民衆が譲歩してテラメネスとその支持層と妥協した産物であり、それゆえその国制はテラメネス派の利害と民衆の利害を併せ備

えた、「五千人の政治」特有の民主政となった⁽³⁵⁾。

3. テラメネスに関する歴史叙述

最後に、「五千人の政治」に対する評価を通して歴史叙述者について批評したい。その「五千人の政治」の同時代人として『歴史』を著したトゥキュディデスとその政治の約90年後に記された Aristoteles, A.P. の著者アリストテレスは、両者ともこの政治を高く評価した。けれども、その両者とも、この政権下の重要な政治課題のひとつである四百人処罰については、Thuc., 8.67.2 がアンティポンの裁判時の抗弁への賛辞を述べる以外は全く触れていない。四百人処罰については同時代の弁論家リュシアスの演説文やクセノポン『ギリシア史』の叙述と碑文史料またはその抜粋記事と、後代の弁論家リュクルゴスの演説文やプルタルコス作品から窺い知ることができるのみである。上記で考察した、アリストテレスとトゥキュディデスによる「五千人の政治」への称賛とそれゆえのテラメネスに対する高い評価と、四百人処罰に触れた他のいくつかの史料によるテラメネスへの非難の言及の間に存在する差異はどこから生じるのであろうか。

その解答としては、まずさしあたって次の3点が考えられよう。1つ目は、アリストテレスとトゥキュディデスの両者の諸事件からの時間的・空間的疎遠性である。すなわち、アリストテレスが「五千人の政治」の時代よりずっと後の時代の著述家であり、トゥキュディデスが同時代人でありながら当時アテナイから離れていたことによって、両者の情報収集に何らかの偏りがあったことが考えられる。また、そのことは、トゥキュディデスが四百人政権崩壊後の四百人処罰についてアンティポンの裁判の件を除いて言及していないことを説明できるかもしれない。2つ目は、概して弁論関係者たちがその攻撃対象者たるテラメネスと間近に接することが多かったのに対してアリストテレスとトゥキュディデスの両者が上記のように彼から疎遠であったことに関連するが、テラメネスと同時代の弁論関係者たちは彼とは間近に接していたからこそ、アーンヒム⁽³⁶⁾が指摘するような「友には良いことをし、敵には害をなす」という当時の貴族的気質から彼を非難する傾向にあったと考えられるのに対して、アリストテレスとトゥキュディデスはテラメネスから離れていたため複数の情報源を元にして冷静な批評家の目で彼を評価したと考えることができるかもしれない。上記の四百人処罰の動向は、テラメネスと間近に接した民衆派が彼の不在の際には自派を利して他派を害する政治的動きに走ったことを示してくれる。それに対して、Aristoteles, A.P. 28.5 の中でアリストテレスは「大まかではなしに意見を述べる人々」がテラメネスの市民としての良さを見ることができると述べており、このことは、彼が複数の情報を冷静に受け止めていたことを示唆してくれる。3つ目は、アリストテレスとトゥキュディデスの両者の政治批評家または政治理論家的性格である。すなわち、アリストテレスとトゥキュディデスが「五千人の政治」とその立役者のテラメネスを称賛した背景には、アリストテレスにあっては彼が五千人政権の少数と多数の見事な混合の中に彼の理想とする中庸の政治を見出したこと⁽³⁷⁾や、トゥキュディデスにあっては彼が五千人政権樹立時のテラメネスとアリストクラテスの動きの中に彼の理想とするペリクレス型政治家によるアテナイ民衆の指導を見出したことが存在するかもしれないことである。

けれども、筆者はそれより重要なこととして指摘されるべきことがもうひとつあるのではないかと考える。それは、アリストテレスおよびトゥキュディデスと、リュシアスのよ

うな弁論家たちとの間の叙述者としての立場である。すなわち、アリストテレスとトゥキュディデスがアテナイ民主政の枠から離れた視点から政治批評家的立場として重装歩兵階層を軸とした国制を理想としていたので、それを実現した「五千人の政治」とその立役者のテラメネスを高く評価したのに対して、四百人処罰に関連する民会決議等の碑文の作製を命じた民衆とその民衆の声を代弁した弁論家たちは、当時は民主政下であったからこそ、容赦なくテラメネスを含めて、四百人の寡頭派たちの過失をあくまで追求しようとしたのであろう。繰り返しになるが、アリストテレスとトゥキュディデスは、当事国から時間的または空間的に離れていたのがアテナイ型民主政に捕らわれることなく批評家的立場から冷静にポリス（国家）のことを考察して歴史叙述を行なうことを試みることができたと考えられる。

註

*本稿は、昭和63年度科学研究費補助金総合研究（A）「西洋の歴史叙述における国家の問題」（研究代表者 池田忠生）の研究成果報告書（1989年3月）における拙稿の報告「古典期アテナイの『五千人の政治』をめぐる歴史叙述者の問題」（15-20頁）に加筆・修正して学術論文にしたものである。前述の報告を執筆した当時は、この種の科学研究費補助金の研究成果報告書の報告記事が学術論文として研究業績とみなされるものと思っていたが、最近、そうではないと指摘があったのを受けて、本稿の執筆と本紀要への掲載となった。

- (1) 発見されたAristoteles, *A.P.* のパピルス文書は早速、F.G. Kenyon ed., *Aristotle on the Constitution of Athens*(Oxford, 1891)によってギリシア語テキストが公開され、F.G. Kenyon trans., *Aristotle on the Athenian Constitution*(London, 1891)によってその英訳が公表された。
- (2) Cf. Aristoteles, *A.P.* 25.1-4.
- (3) アテナイの前411の政変については Aristoteles, *A.P.* 29-34.1、前404-3年の政変については Aristoteles, *A.P.* 34.2-41.1の中で叙述されている。
- (4) Cf. Aristoteles, *A.P.* 33.2; Diodoros of Sicily, 13.38.2, 42.2.
- (5) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* 2(München, 1926; rpt. 1972), p. 909.
- (6) K.J. Beloch, *Griechische Geschichte* 2.1(Strassburg, 1914; rpt. 1967), p. 397.
- (7) W. Schwahn, *RE.* 5, A2(Stuttgart, 1934; rpt. 1973), s.v. Theramenes, p. 2312; G. Vlastos, "The Constitution of the Five Thousand," *A.J.P.* 73(1952), p. 198; A. Andrewes, "The Generals of Hellespont, 410-407 B.C.," *J.H.S.* 73(1953), p. 4; Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums* 4.2(Stuttgart, 1956), p. 313; C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution to the End of the Fifth Century B.C.* (Oxford, 1952; rpt. 1975), p. 280; H. Bengtson, *Griechische Geschichte*(München, 1965; rpt. 1979), p. 241-242; 西澤龍生「前411年のアテナイ寡頭政とその挫折」『東京教育大学文学部紀要』46号、1964年、6頁; W.S. Ferguson, *Cambridge Ancient History* 5(Cambridge, 1927; rpt. 1979), p. 343-344; P.J. Rhodes, *A Commentary on the Aristotelian ATHENAION POLITEIA* (以下C.A.P.と略す)(Oxford, 1981), p. 415; 中村純「前411年のアテナイ政変とアルキビアデス」『史学雑

- 誌』93-10号、1984年、20-21、30頁。
- (8) 例えば、P.J. Rhodes, "The Five Thousand in the Athenian Revolutions of 411 B.C.," *J.H.S.* 92(1972), p. 117-118.
- (9) アリストテレス著、村川堅太郎訳『アテナイ人の国制』（岩波書店、1980年）、63頁。
- (10) 例えば、Rhodes, *C.A.P.*, p. 414.
- (11) G.E.M. de Ste. Croix, "The Constitution of the Five Thousand," *Historia* 5(1956), p. 1-23.
- (12) R. Sealey, "Constitutional Changes in Athens in 410 B.C.," *C.S.C.A.* 8(1975), p. 271-295.
- (13) de Ste. Croix, *op. cit.*, p. 13; Sealey, *op. cit.*, p. 291-292.
- (14) K. von Fritz & E. Kapp, *Aristotle's Constitution of Athens and Related Texts* (New York, 1950), p. 180-181 n. 117.
- (15) de Ste. Croix, *op. cit.*, p. 22-23; Sealey, *op. cit.*, p. 279.
- (16) de Ste. Croix, *op. cit.*, p. 12; Sealey, *op. cit.*, p. 291.
- (17) de Ste. Croix, *op. cit.*, p. 21-22; Sealey, *op. cit.*, p. 290. 異論を唱えるのは、中村、前掲誌、1-34頁で、アルキビアデスとアテナイ上層市民との関係から問題の一連の国制変革を論じる。
- (18) 村川訳、前掲書、61頁。
- (19) 拙稿「テラメネスの国制」『史学研究』177号、1987年、33-35、39-40頁。
- (20) 拙稿、前掲誌、36-40頁。
- (21) Thuc., 8.97.2の中の「少数者と多数者の適度な混ざり合い」という言い回しについては、従前の「五千人政権＝寡頭政」論者は「寡頭政と民主政との間の妥協」を想定した。例えば、cf. Bengtson, *op. cit.*, p. 241; Rhodes, *J.H.S.* 92(1972), p. 117-118 (ホプリータイによる民会。do., *C.A.P.*, p. 412でも同様の解釈を繰り返す); Hignett, *op. cit.*, p. 279; J.V.A. Fine, *The Ancient Greeks: A Critical History*(Cambridge & London, 1983), p. 506; 中村、前掲誌、21頁。他方、「五千人政権＝民主政」論者のドゥ=サント=クロワは「少数者」を官職就任権を無給で任された、換言すれば政務の移管を受けた、重装歩兵層の五千人と解釈した。Cf. de Ste. Croix, *op. cit.*, p. 6. さらに、西澤、前掲誌、15-20頁の解説文を参照せよ。
- (22) 村川訳、前掲書、63頁。
- (23) 例えば、村川堅太郎「市民と武器」『村川堅太郎古代史論集 II』（岩波書店、1987年）257頁は、Aristoteles, *A.P.* 33.2の記述を「武器を自弁しうる市民に参政権を限る国制を理想とする考え方」として注目している。
- (24) 村川「市民と武器」256頁。
- (25) 村川「市民と武器」256頁。
- (26) これに関連して、プラトンが『法律』の中で次のように述べている。すなわち、「役職の選挙には、およそ騎兵にしる歩兵にしる、武器をとるものすべてが、また、それぞれの壮年期に戦争に参加したことのある者すべてが、参加すべきである」(Platon, *Laws* 753 B) (式部久訳『プラトン著作集 2』[勁草書房、1973年] 211頁)。このプラトンの記述について E. Barker, *Greek Political Theory: Plato and his*

Predecessors (1918; rpt. London, 1977), p. 387 n. 1は、この「実例として、411年の革命の間にアテナイで設立された国制、すなわち参政権が武具を自弁できる五千人の市民たちに制限された国制を挙げる人がいるかもしれない」と付記している。

- (27) 拙稿、前掲誌、36-40頁。
- (28) 拙稿「四百人処罰とアテナイ内政動向」『史学研究』170号、1986年、32-34頁。
- (29) 拙稿、『史学研究』170号、25-28頁。また、ポリュストラトスの2度の告発については、拙稿「〔Lysias〕, XX *For Polystratos* に関する一考察」『研究紀要（詫間電波工業高等専門学校）』17号、1989年、39-51頁を参照せよ。
- (30) 拙稿、『史学研究』170号、28-31頁。また、ポリュストラトスの裁判については、拙稿、『研究紀要』17号、39-51頁を参照せよ。
- (31) 拙稿、『史学研究』170号、31頁。
- (32) 拙稿、『史学研究』170号、32-35頁。
- (33) 村川訳、前掲書、61頁。
- (34) 拙稿、『史学研究』177号、36-40頁。
- (35) 拙稿、『史学研究』177号、39-40頁。
- (36) M.T.W. Arnheim, *Aristocracy in Greek Society*(Plymouth, 1977), p. 166-169.
アーンヒムが古代ギリシア人世界に見られた「友には良いことをし、敵には害をなす」の貴族的気質の例として挙げているものは、Theognis, 869-72, Platon, *Republic* 332D, Plutarchos, *Aristeides* 2.4 (テミストクレスの言葉) である。
- (37) アリストテレスが「中庸の政治」を理想としていたことは、Aristoteles, *Politics* 1295b 3-5において彼がポリス構成員を考察する中で富裕者と貧乏人とその中間の人を列挙した後で「適度なもの」(metrion) と「中間のもの(中庸)」(meson) が「最良のもの」(ariston) であることが一般に認められていると述べていることから知られている。Cf. R. Mulgan, "13 Aristotle's Analysis of Oligarchy and Democracy," in D. Keyt & F.D. Miller, Jr. eds, *A Companion to Aristotle's Politics*(Oxford & Cambridge Mass., 1991), p. 311. それゆえ、P. Harding, "The Theramenes Myth," *Phoenix* 28(1974), p. 111は、Aristoteles, *A.P.* 28.5の中でアリストテレスがテラメネスを最も善い政治家と述べる時に彼の政治的態度について「これはまさに優れた市民のなすべきこと」と語っている箇所にこそアリストテレスの意見が反映されており、このテラメネス賛美の記述が Aristoteles, *Politics* 1295a 34 - 1296b 2 中の "mesos polites—the moderate—" (中庸な市民) の論に由来していると論じる。なお、筆者は、Aristoteles, *A.P.* 28.5の中のテラメネスの市民としての態度についての言及に関しては、Aristoteles, *A.P.* 29.3の中のクレイトポン動議についての解釈、前4世紀のアテナイ人の「ソロンの諸法」観並びにアリストテレスの民主政観の考察の結果から検討したことがあるが、これについては拙稿「クレイトポン動議とパトリオス=ポリテイア」『古代文化』49-5号、1997年、16-28頁を参照せよ。